

又、憲法保障の制を  
以て憲法保障の制を、

其、婦人並に印米の労働者保護の制を、

其、労働者の保護の制を、自由並に選挙権行使の自由

義務

其、大工に全員の休業を、

其、労働者の保護の制を、

其、無期労働者の保護の制を、

其、植民地の労働者の保護の制を、

其、常時労働者の保護の制を、

其、無期労働者の保護の制を、

以上

労働組合全国同盟  
昭和四年